

「大阪府小規模資金」の信用保証料に対する助成について（ご案内）

「大阪府小規模資金」の借入に伴い支払われた信用保証料の1年分を助成します。

○対象者 ※①～④の全てを満たす方

- ①大阪府小規模資金の借入れを行った方
- ②融資申込時に豊中市内に事業所を有する方
- ③豊中市税を完納している方
- ④大阪府小規模資金の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱第2条第4号に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当しない方

○補助額

「大阪府小規模資金」の借入に伴い支払った信用保証料の1年分

（※大阪府小規模資金の借入れの資金使途が、市外にある事業所の運転資金及び設備資金または、市外の物件・事業所への移転資金及び設備資金に係る信用保証料は対象となりません。）

○申込み

市役所窓口まで下記の書類をご持参のうえ、お越してください。

※融資実行日から1年を経過すると、お申込みができなくなります。



○提出書類

①	「大阪府小規模資金」の信用保証料に対する豊中市助成金交付申込書兼請求書（第1号様式）
②	「信用保証委託契約書」（控）（写） （※保証協会等でお申込みした場合は、大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書）
③	「信用保証決定のお知らせ」（写）
④	信用保証料を支払ったことがわかる書類（写） （※融資取引計算書および通帳または当座勘定照合表など）
⑤	豊中市税に未納のない証明書（写）
	※1 豊中市税が課税されていない市外居住者の場合…居住地の市税の完納を証する書類（写）
	※2 NPO法人で課税免除の場合…現在未納となっている豊中市税がないことの証明書（写）
⑥	個人事業主及び上記⑤で豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できない法人…豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることの確認ができる書類（写） 例：履歴事項全部証明書、事業所所在地の記載のある確定申告関係書類（確定申告書、所得税青色申告決算書、収支内訳書）等
⑦	代表者の本人確認書類（写） （※本人（代表者）の意思による申込であるか確認するため、本人確認を行う場合があります。） …例：運転免許証（写）、健康保険証（写）等

○受付場所・お問合せ先

豊中市役所 都市活力部 産業振興課（第一庁舎5階） TEL：(06) 6858-2189（直通）

○お支払について

お申込み後、豊中市産業振興課が交付に係る審査を行った上、交付すべきと認めた場合、助成金を振込の指定口座にお振込みいたします。なお、「交付決定通知書兼確定通知書」の発行は行いません。